

旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地調査について

適正な手順および基準にしたがって適地調査を行うことは、用地選定の客観性を確保する上で有用である。本調査の場合の手順は、他県の先進事例に準じており妥当と考える。

前提となる処分場の形態や規模等について明確にしてから調査すべきとの考え方もあるが、廃棄物を取り巻く動きは流動的であるため、これを明確にするには限界がある。まずは直近の事業計画を基本にその適地を検討し、これと平行しながら施設規模等の見直しを図っていくのが現実的と考えられる。

循環型社会へ向けた各種取組の動きや環境保全への意識の高揚ならびに技術の発展を考えると、最終的に整備される処分場が直近の事業計画よりも大規模になったり安全面で劣るものになったりすることはないと考えられる。したがって、直近の事業計画を最低レベルと捉えれば、このような計画でも問題ないと考えられる場所を挙げる本調査によって、実際に整備することとなる処分場に不適な場所を選定してしまうことはないと考ええる。

旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地基準について

第一次および第二次スクリーニングの基準策定に際しては、他県の類似基準を参考にしており、枠組みに関しては問題ないと考えられる。

詳細については数値基準が明確でない項目があるという点を指摘したい。ただし、これがすべて詳細に確定してからでなければ一切の調査作業に着手できないということではないと考える。枠組みがしっかりしてさえいれば、少なくとも第一次スクリーニングの基準が詳細に確定した段階でこれに着手できるし、二次スクリーニングについても同様である。ただし、透明性を高める観点から、調査着手前に基準について情報を公開し、また可能な限りこれに対して意見聴取を行うことが望まれる。

第一次スクリーニングでは、法令による規制等で指定されている地域を除外することとしている。法令による規制等の内容としては、国レベルの法律のほか、県や市町村条例を含んでいる。市町村条例については、これに詳しい地元市町村からの情報提供や確認が必要と考えられるが、本適地調査では北杜市への照会を行うこととしており大きな問題はないと考える。ただし、北杜市への照会などを踏まえた段階で見直しが必要となった場合のフィードバックについても明確にしておいた方がよいと考えられる。

第二次スクリーニングでは、法令以外に配慮すべき区域を、県や市町村の計画、自然環境の保全、生活環境の保全、災害防止などの観点から除外することとしている。考え方としては他県等の類似の適地基準と同様で適正なものと考えられるが、今のところ基準とする具体的数値については示されていない項目がある。第二次スクリーニング着手前にはこれを明確にする必要がある。なお、数値基準の設定に際して他県等の事例を参考にすることは有用であるが、単に数値の引用に留まらず、他の事例での数値設定の根拠も把握し、本事例に引用することの適否についても配慮して頂きたい。